

「第10回県政改革に関する検証委員会」議事録

日時 平成20年9月8日(月) 18:03 ~ 19:41

場所 高知共済会館3階大ホール「金鷄」

出席者 県政改革に関する検証委員会：

根小田会長、参田委員、田所委員、筒井委員、那須委員、水田委員
事務局：

【総務部】 恩田部長、浜田副部長、岩城副部長

片岡県政情報課長、田島課長補佐

田村行政管理課長、岡村課長補佐

【政策企画部】 吉良人権課長

【商工労働部】 山崎副部長、今西商工政策課課長補佐

山崎経営支援課長、近澤課長補佐

(会長)

第10回の県政改革に関する検証委員会を開催いたします。議題は3点あげておりますが、一つは、前回の委員会で委員のほうからご意見等がございました、融資案件の意思決定プロセスの問題について事務局から説明をいただきたいと思っております。その後、今日のメインテーマであります、県政改革に関する検証委員会の報告書についてご議論をいただきたいと思っております。3点目は、県でも、これまでの検証委員会での議論を踏まえまして具体的な取組の検討に入っておられるようですので、その状況をお聞きして、検証委員会として報告書の中でその問題についてもどういう形で触れたらいいか、あるいは、報告書は報告書としてまとめた上で、その後、県の具体的な取組だとか、その実施状況について、意見を求められれば検証委員会としても意見を言うという形にするのか、ご議論いただければと思っております。

最初に、融資案件の意思決定プロセスの問題について、よろしく申し上げます。

1 融資プロセスの検証について

(経営支援課長)

経営支援課でございます。前回の資料で、補助金と融資制度、その事務のプロセスと、それに対する公開の状況がどういう範囲になっているかということで、前回資料をお示ししたところですが、高度化資金の融資を現在止めているということもあり、前回、事件を受けて融資制度検討会で定めた改善事項を踏まえると、こういうことになりましてということで、基本的には公開等についての判断を情報公開条例に基づいてやっていくんだという資料になっておりましたが、改めまして、この検証委員会でいろいろご意見、

ご提言をいただいたことを踏まえて、当時の事務のプロセスにおいてこういった手当てをすることによって防げたのではないか。言い換えれば、現時点で考えられるご提案を踏まえた手当てをすることによって、融資の手続き、融資制度についての改善が図れるのではないかとということで資料を整理し直しましたのでご説明させていただきます。

資料1で、プロセス、大項目のところでは、要綱とか、構想段階とか書いてございます。貸付要綱について前回の資料ではございませんでしたが、ご質問もございましたので、実際、要綱がどうなっておるかと言いますと、いわゆる国の制度でございますので、中小企業基盤整備機構が作りましたハンドブックがございまして、それで、高度化事業の周知を図っているというところがございます。そして、県では、そういった国の制度を受けまして、規則を定めております。この規則は、当然、県広報で告示をしておりますので、そういう意味では、公表しています。そして、それに基づいて貸付要綱を定めておりますから、この融資の規定については公表されていると、今も、これまでも、言えようかと思います。

予算ですが、これも、前回、資料がございましたが、基本的には貸付の申込みなどを受けまして、それを高度化事業として採択の方向で検討しようというのが決まりますと、予算がありませんと詳細な検討に入れませんので、翌年度の予算を組むことになります。それは、当然、議会のチェックが入ります。ここでは、おおよそどういふものをやるかだけの枠を取るという感じでございますので、この段階で、具体的にどの企業が対象となるのかまでは議案に入りませんので予算の枠取りをするものと、ご理解いただければと思います。

以下、構想段階からの部分が、基本的には、前の資料とほぼ同じ内容になっております。高度化の事業の相談を受けまして、事前に、県の担当班が行きまして、いろいろ助言を行います。その後、実際にその事業が事務的に採択の要件を満たしているということであれば、そこから検討会議というところへ入っていきます。ここで、これまでは、商工労働部長を議長にしまして、関係課、県の内部の組織で検討会議を開いて、ここで実質的には高度化事業として採択するかどうかというところが決まっております。

それで採択を大体しようという方向性、検討、俎上に乗せようということが決まりますと、まず、診断を申し込んでもらって、診断をするということになります。この診断のところは、これまで県と、当時ですと事業団と共同でやっておりました。そこで、診断をして、いろいろと改善事項などについて指導をしまして、もう1回その改善事項の対応状況を踏まえて、2回目の検討会議を開くことになります。そこで、大体、高度化事業として進めようということを決めます。

進めよう決めますと、今度は、貸付審査会を招集することになります。貸付審査会では、以前は、一部外部委員を入れることになっておりましたが、13年の検討委員会の報告を受けまして、基本的には審査会の委員は、現在でも外部委員のみにすることにはなっております。ただ、この審査の資料というのは、前段の診断書等を踏まえて、審議

会用の資料を作成しするというような形で、でき上がっています。

その貸付審査会でOKとなりますと、貸付仮内定ということをしてしまして、実際に申請者としては、事業に着手したということになっております。その事業の着手の中身について中間検査をやりまして、実際の状況等、審査した上で、正式な貸付決定というところへ行くわけです。

それから、貸付の正式な契約とか、抵当権の設定とか、そういう事務の流れを進んでまいります。

最終的に、完了検査ということになるわけですが、今回のこの検証委員会のご提言等を踏まえて、現時点で考えられる改善方法としては、検証事項のところの構想段階の右側にありますように、まず、事前助言、相談を受けまして、高度化事業の内容がどういふものであるかといったようなことを県の担当者が意見を聞く段階で、外部の公認会計士、あるいは税理士という専門家を加えることで、そこの判断の客観性を持たせていこうとしております。検討会議ですが、結局、今までもいろいろ、振り返ってみますに、実際には、ここのところで、この事業を高度化事業としてやろうということ、県の内部で決めている、大体、ここで方向性は決まっているということがございますので、やはり、外部の委員を入れることで、ここでは公認会計士とか、あるいは弁護士を加えることによって、入り口のところできちんとチェックをする。そういうことによって、改善が図れるのではないかと。あと、診断のところも、ここは、今までは県と機構ということで、行政サイドだけの診断でございましたが、これも外部の専門家を加えることで改善ができるのではないかと考えています。

それと、審査会の審査の資料ですが、診断書をそのものを直接審査会に提出するというのをこれまでしておりません。そういうことが、ネガティブ情報と書いてございますが、直接、企業の経営内容、現状の経営内容がどうなのかというところの情報をきちんと提示することで、やはり、面談、検討会議の判断がある程度、高度化事業を進めるという判断はしておりますが、やはり、貸付審査会で、再度、きちんとチェックができることではないだろうかと思っております。当然、貸付審査会で、貸付けをすることを決めましたら、結果、そういうものは、きちんと公表するとしております。ただ、検討会議にいたしましても、貸付審査会にいたしましても、当該企業の経営内容、企業情報そのものを俎上に上げて審査をしますので、やはり、会議は非公開、議事録も基本的には公開できないのではないかと考えております。

2ページ目、中間検査という段階でも、モード・アバンセの問題を振り返ってみますと、何度か事業者といろいろ打ち合わせをしたりしている、検査に入ったりしている間に、隠された事実が浮かび上がってきたということもございますので、やはり、中間検査においても、外部の方を入れてやりまして、正式に貸付決定をする場合には、貸付決定の前に、改めて、指導診断チームというのが、仮の名称で置いておりますが、そういう外部の方も入った中で、きちんと判定と言いますか、中間検査についての判定を行っ

た上で貸付決定を行います。そういうことでチェックができるのではないかとということ
でございます。

最後、完了検査等についても、やはり、外部の方と一緒に、行政側だけのチェックで
はない体制を取ることで、改善できるのではないかとということになります。

3 ページですが、県単融資については、事務手続きは、非常に簡略してございます。
問題になっておりましたのは、予算が流用というようなことで議決を経てなかったとか、
要綱が公開されてなかったとか、審査会を内部で作っておりますが、やはり、透明性に
欠けた内容であったということがありましたので、当然、予算については、議会の議決
が必要ということですし、そのあと公表されること。審査会については、やはり、ここ
にも外部の委員を加えることで客観性を持たせると言いますか、そういった内容に改善
を図ったこと。当然、審査結果につきましては公表。結果については、やはり、公的資
金を投入して融資するという相手方についての内容とか公表すること。検証委員会でご
提言をいただきましたことを踏まえ、改善を図ることで二度とこういったことを起こさ
ないことができるのではないかと、現時点で考えられる案として、このようにしたとこ
ろです。以上でございますが、よろしく申し上げます。

(会長)

中小企業高度化資金融資、県単独融資の意思決定のプロセスについての、今後の改善
の方向について説明がありましたが、いかがですか。

執行段階の指導診断チームにも、外部の専門家を加えるということですか。

(経営支援課長)

そういうことです。

(会長)

審査結果の公表については、前回、お話があったように、相手企業の了解の上でとい
うことですね。

(経営支援課長)

そうです。基本的には了解を取っておくことで、情報公開条例上も問題なく対応でき
ると思いますので。ここは、あまり了解をしないという前提は考えておりません。当然、
融資を申し込むわけですので、ただ、相手方に了解を取っておくことが、やっぱり、情
報公開条例上は問題ないのではないかと。

(会長)

県単独融資については、こういうふうと考えていいんですか。例のモード・アバンセ

だとか、別件やみ融資とか報道されたような、ああいうものは、非常に問題があるわけですが、県単独融資の仕組みというのは、ああいうもの以外にも制度としてはあるわけですね、まだ、いろんな面で。

(経営支援課長)

商工以外なら、あります。

(会長)

あるんですね。だから、そういう現存しているものについて、今後はこういう形でっということですか。

(経営支援課長)

そこまで決めきってないです。

(会長)

そうじゃないんですね。

(経営支援課長)

商工サイドでの話です。

(会長)

要するに、ああいう直貸しは、もうやらない。つまり、モード・アバンセのときのよ
うな直貸しはもうやりませんというのが、県の現在の方針なんでしょう。

(経営支援課長)

そういう意味では、県単独の部分は、蛇足に近いとは、正直思います。直接、県単
独での貸付けは、一切、廃止することで決めております。

(会長)

ただ、仰ったように、商工労働部以外のところでは、いろんな仕組みは、現在もある
というふうに仰いましたよね。

それについては、意思決定のプロセス、手続きについては、特に問題はないと。

(行政管理課長)

商工労働部以外での融資といいますと、例えば、母子寡婦の福祉資金とか、今回、議
論していただくものとは性格もかなり異なった、直接、直貸しというか、県単独融資と

いう意味ではそういうことなんですが、少し性格の違うものかなというふうな気もします。

(会長)

それを頭に置いているわけではないということですね。分かりました。

前回、ご意見がいろいろあった部分、特に、中小企業の高度化融資のプロセスについてです。こういう仕組みを作っておけば止まる可能性はかなりあると考えてよろしいかどうかということですかね。あとで、報告書の中でも関連する部分がありますので、ここで少し改めて議論しますか。

(委員)

企業名の公表は、審査結果、公表の段階になって初めて公表されるんですか。それまでは、一切、公表されないということですか。

(経営支援課長)

今日、現時点で、確認できているのは、やはり、貸付けることを決めて、貸付ける内容を公表するというふうにしております。ですから、エントリーした段階で、もうエントリーしたことを公表することは可能とは思いますが、承諾書を取ることで。これまで、そういう検討委員会などで決めている内容から推測すると、やはり、結果を公表すると。

(委員)

県民の立場からしたら、企業名が明らかでない限り何が問題なのか、もちろん分からないわけで、例えば、審査結果の公表があった後、誰か県民からこの企業は問題があるぞと、審査会では気付かないような情報があった場合はどうするんですか。審査会をやり直すんですか。

(経営支援課長)

問題の内容にもよりますが、明らかに貸付けを決めたことがおかしいという内容であれば、やはり、もう一度、やり直すことにはなるんじゃないかと思います。

(委員)

これは、やり直せるんですよね。

(経営支援課長)

それは、実際にはそうです。貸付けを決めて、一次貸付、二次貸付とあったとすると、一次貸付をしたあとで、それが分かって、二次貸付を止めることは、基本的には可能で

す。現在のこれまでの仕組みの中でもやろうと思えばやれたことですので、それをやらなかったということは、裁判でも指摘されています。

(委員)

企業名が分からないと県民から判断しようがないところが、ちょっと、手が届かないみたいなどころありますよね。やっぱり、条例からしたら企業の同意が要るわけですか。

(経営支援課長)

これは、ある意味、決めのところがあると思います。最初からエントリーをしてきたら公開しますよということを、はっきりこちら側が示して、その上でやることは技術的には不可能ではないと思います。

(委員)

その時点で承諾もらっておけば、いいんじゃないですか。

(経営支援課長)

そういうやり方をするので、可能だとは思いますが。

(会長)

今の事務局の説明では、執行段階に入る前に融資方針が決まった段階で公表するということですね。

(経営支援課長)

そうです。今、考えているのは、結果を公表するということです。

そこは、少し、今、事業団がやっているのもう事業採択をした優良事例をパンフレットを作って紹介したりしています。やはり、企業名は伏せておきまして、いろんな写真が出ていますので、実際にそのところをご存知の方でしたら、見れば、このことだと分かるようにはなっていると思うんですが。ただ、企業名を伏せているというところはあります。やはり、ここは、県が高度化事業を採択する、融資すると、基本的には県が決めることですので、決めの部分をエントリーした段階から公開しますよと、仕組みを決めきっておけば問題はないかとは思いますが。これまで検討委員会などの経過を踏まえて、それと、この検証委員会で先だって来、出てきましたご意見などから、外部の委員を入れることでの客観性とか、できるだけ透明性ということと企業情報を踏まえたと、今日、お示したようなことが、現時点で考えられる対策かなということでお示ししています。

(会長)

企業名の公表についてどうするかは、なお、検討を続けたらいいとは思いますが。

(委員)

指導診断チームを編成するというお話がありまして、このチームと、第1回、第2回の検討会議、それから、貸付審査会との関わりです。つまり、これらの検討会議や貸付審査会に、指導診断チームが出席をするのかどうかという点と、検討会議、貸付審査会の時間的な規模ですとか、それが従来より拡大するのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

(経営支援課長)

そんな細かなことは書いてはございませんが、基本的には、直接診断にあたった者が、検討会議に同席して参考意見を述べるとか。時間は、もう案件によってで、特に2回で終えないといかんとか、そういうものでもございませんので。ただ、これは、もう実際の標準的な流れとして、1回目の委員会、検討会議をやって、そこで、いろいろ問題点を指摘して、改善事項を指摘、それでその改善の対応ができた、修正計画を受けて2回目をやると。そういう標準的な流れを書いておりますので、それでは不十分で3回やり4回やりということは、現実には起こり得ることと思います。

(会長)

今後の具体的な県での県政改革の取組の一部をなす事柄ですので、最終的にどういう形になるか、先ほどの企業名の公表はどの段階でやるかという問題は、なお検討をすればいいと思います。

県はこういう方向で考えているということで、説明については以上でよろしいですか。

2 県政改革に関する検証委員会報告書について

(会長)

今日の主たる議題であります、検証委員会の報告書に入らせていただきます。前回、骨子を皆さんにお示ししたわけですが、それに、加筆、修正したところを中心に説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。

1ページは、特に変更はございません。2ページも変更ありません。

3ページで、少し、私の個人的な考えを加筆した部分があります。3ページの上から7行目以下の1段落が、私が加筆した部分であります。言っていることは、要するに、直貸しのときにつき融資とか、転がしに、県の要請を受けて県内の民間金融機関も協力しているということ。同和関係団体との関係も含めて、県の行動は、やっぱり仲間内の論理ではなかったのかということ。要するに、県民に責任を持つんだと、負うんだと

いう、使命をおろそかにして、仲間内の論理で動いていた、そういうもたれ合いの関係にあったのではないのでしょうかということをつけ加えております。

「2. これまでの県政改革の取り組みについて」は、特に変更はございません。

「3. 今後の取り組みについて（提言）」で、「とすれば、鍵は「行政情報の公開」にあるということになろう」のあとに、「原則として」という言葉を入れているところが、前文のところの変更点です。

次に、「(1) 県政改革のあり方・基本的方向」となっていたところを「(1) 県政改革の目標・基本的方向」にしました。

〔基本的方向〕に「職員の遵法意識、公金意識の向上を図る」が入っていましたが、これを〔県政改革の目標〕に入れた方がいいんじゃないかということで移しました。

〔県政改革の目標〕に「職員個々人の倫理観に過度に依存することなく、組織の仕組みによって目的を達成する」と入っていたんですが、どちらかという手法、留意点ですから〔基本的方向〕に入るのではないかということで移しました。

〔県政改革の目標〕で「職員が毅然とした態度で、公平・公正な行政運営を行うことができる」と書いてあったんですが、それに「組織のルール・仕組みをつくる」と付け加えました。

「(2) 透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組み」ですが、これ以降すべてですが、これまでの県政改革の取組の中でどういうことが行われてきたかを、少し簡潔にまとめたものを入れております。

(2) では (i) から (v) で5つの留意点みたいなことを書いておりましたが、そのあとに、県のこれまでの、特に情報の公開、提供に関連した取組で、こんなことやってきましたということ簡潔に整理しております。

6 ページの前段に、今後、必要なこととして、「意思決定過程の適正化と透明性の一層の向上が求められよう。具体的には、補助金、融資、委託事業、公共事業、許認可、職員採用などの分野で、上記 (i) ～ (v) の観点からの現行の仕組みの見直し・改善が必要であろう」と書いております。具体的には、補助金のプロセスについてはこういうこと、中小企業高度化資金融資についてはそこに書きましたことが必要ではないかと考えました。融資案件のプロセスに関する情報の公開については、個別の企業の経営情報がかかわってくるので、どういうふうにするかというのは、今後の検討課題なのですが、文言について修正したい部分がありますので、あとで言います。

「② 働きかけの公表」については、これまでの取組状況、現状について、書きまして、そのあと、前回お示ししましたような内容のことを加えております。

「(3) 情報を共有し、相互チェック機能が働く組織（運営）のあり方」については、現在の全庁的な問題案件について、どう扱うかということのルール、それと、現状について、第一段落、第二段落で書きまして、今後の検討課題として、誰がこの情報の重要度を判断して、全庁的な議論にかけるか否かを判断して、問題提起をするのかということ

となんですけれども、これについては、「課長以上の幹部が自らの責任で判断し、問題提起をする以外にないのではないか」という私の個人的な考え方を書いておきました。

あと、「平成20年度からは、秘書課に政策秘書のポストが設けられ、各部局の課題案件を知事につなぐ役割を担っているということなので、政策秘書が重要と判断した情報や問題案件を直接知事に報告し、その判断を仰ぐというのも一法であろう」という書き方をしております。モード・アバンセの事件のときには、副知事のところで情報が遮断されたり、商工労働部長から知事に情報が伝わることもなかったし、反対の意見を持っていた財政当局からも、直接知事に重要な情報が伝えられることがなかったということもありまして、そういうことを考えたらどうかという書き方をしております。

「② 公益通報制度を有効に機能させる」についても、現状の仕組み、それから、外部相談の相談案件がどの程度あって、どういう内容かという現状を前段で書きました。これについては、窓口を行政管理課から監査委員に移す形で、現在よりは有効に機能させることができるのではなかろうかと書いております。

8ページの「③ チェック機関（職員）の独立性、専門性を高める」と書いていますが、ここは、「職員」というのは要らないかもしれないなと思っておりますが、独立性、専門性を高めることで、監査委員を機能させる上で、やっぱり、監査委員事務局の役割というのがあるんじゃないかということで、現在の監査委員事務局の職員は、知事部局等で一般の行政事務を経験した職員が人事異動によって配属されている状況なので、独立性だとか、専門性を高める面で、改善の余地があるのではなかろうかということです。それから、監査委員の独立性、専門性を高めるために、専門家を期限付きで参加していただくようなことを検討してはどうか。更に、地方自治法に基づく包括外部監査の制度を有効に活用することを考えてはどうかというような提言をしております。

「(4) 県政に対する「不当な圧力・介入」に対する組織としての対応」も、前段のところは、現状、これまでの取組を要約してありまして、そういう取組結果として、「不当な圧力・介入」が減っているものと考えられると、そういう認識を書いているんですが、これでいいかどうか、あとでまたご意見をください。そういうことだから、今後とも継続して取り組んだらいいのではないかと。その場合、関連情報の県民への提供というのが、重要ではなかろうかと。これは、委員からのご意見を入れて、それでほとんどの場合は排除できるのではなかろうかと書いております。

「(5) 職員研修のあり方」については、一段目、二段目は、現状の取組を書いております。三段目のところは、私が書き加えたんですが、県庁の職員組織は、一体、どういうものかと。これは、県民に選出された知事と議会の補助機構であるとともに、住民自治の主体である県民の代行機構であると、したがって、最終的には県民に対して責任を負うというのが県庁の職員組織の基本的使命であるはずだと。職員のモラル・意識面の研修においては、やはり、この点の自覚を不断に喚起することが大事ではなかろうかと。それから、研修の内容、方法については、講師によるレクチャーだけではなくて、この

委員会で意見が出ていましたように、例えば、モード・アバンセ事件を題材としてマニュアルを作成し、研修に活用することを考えてはどうか。

〔おわりに〕の部分は、私がこういう形に書き加えました。検証委員会としては、どういう観点からこの報告書を書いたかということと、透明性を担保する制度、システムの整備に力点を置いて検討してきたと。ただ、言うまでもないことですが、いかに透明性を担保する制度、システムが整備されたとしても、運用する県の職員、組織の体質が変わっていなければ意図されたとおりに機能しないということなので、これまでの県政改革の取組を引継ぎながら、県の職員には絶えず県民に責任を負うという「使命の」になっていますが、「使命に」ですね、に立ち戻って不断の検証と改善に努めることを要望したいということで締めくくっております。

私の責任でまとめてみたわけですが、いろいろご意見があると思います。各委員のご意見、それぞれこれまでの委員会の中で述べていただいているわけですが、十分に盛り込まれているかどうか。報告書の構成として、こういう構成でいいのかどうか。更に、追加、補充すべきことはないだろうか。表記の仕方、文章表現等々、まだ不十分なところがあると思いますので、率直にご意見をいただければと思っております。

それから、資料3の説明をしておいたほうがいいですかね。

(行政管理課長)

あと、今、ご説明いただいた次のページの説明を。

(会長)

10 ページ、参考資料として、こういうものを付け加えておいたらどうか。別紙として、この委員会の検討の経過、検証委員会の名簿、設置要綱を付けておくことで、いいのではないかと思っているんですが。

(行政管理課長)

委員からの修正案のご説明を。

(会長)

委員から修正案が出ておりますが、原案の6 ページのところで、私もこのままではと思っていたところです。6 ページの融資案件のプロセスに関する情報の公開についてですが、私の原文では「現行の仕組み以上のことは難しいかもしれないが、今後の検討課題である」という書き方をしていたんですが、ここのところを、「委員の修正(案)」の下線がほどこしてある部分ですが、「現行の仕組みで十分であるのか、再発が防止できるか否かを検証する必要がある。具体的には、中小企業高度化資金融資で、上記(i)～(v)の観点からの現行の仕組みの見直し・改善を具体的に検討し、その結果としてモ

ード・アバンセ事件等が防止できたか否かを検証することが必要不可欠であり、同様の方法により県政の各分野を見直すことが求められる」という修正意見が出ております。委員からの修正意見も含めまして、報告書の内容についていろいろご意見あると思いますので、どなたからでも。

(委員)

3点ほど意見があります。

2ページの「既に明らかにされているように」の次の行ですが、「なぜ県職員は」となっていますが、「職員」がないほうがいいのではないかと思います。

次に、県政改革をずっと続けていくためには、仕組みを風化させない、形骸化させないために、最も重要なことは知事を始めとする幹部職員の強い意識と、それから、リーダーシップだと思います。そこで、幹部職員が率先してそういった姿勢を見せることが大変重要だという意味のことを報告書に、例えば、最後の〔おわりに〕でも、できれば追加をお願いしたいというのが、1点。

それから、少し重い議論になりますが、会長が加筆されている3ページの7行目からの部分です。この部分の表現を変えていただきたいと思います。仰りたいことは理解できるわけですが、これは読み方によっては、県と銀行が結託して不正なことを繰り返したとか、あるいは、県の不正の片棒を銀行が担いでいたと読めなくもないわけです。それから、「もたれ合い」の関係」という表現になっていますが、これは、民間の立場から言うと、少し厳し過ぎるのではないかというのが私の実感です。根拠を申し上げますと、まず、県と民間企業の力関係について言いますと、この場合は、県が強い立場、つまり、優越的な立場にあったということ。2点目は、その優越的な立場で銀行に対し、繰り返し、融資の要請をしていて、過去にいただいた資料では、銀行に何回か要請をして断られて、最後には1日だけでもということ強く要請をしています。県から銀行に対して、極めて異例なことですが、融資を依頼する書類まで県が出し、銀行も協力をせざるを得なかったのではないかということ。3点目は、融資の法的な側面についてですが、県が公金を使って不正に貸付けをした融資、つまり、「やみ融資」と言われている部分は明らかに不正な融資です。しかし、県からの要請を受けて銀行が行った「つなぎ融資」は不正融資ではありません。これは、民間の銀行がリスクを取って行う、通常の融資の範疇だと思います。

結論的に申し上げますと、私はむしろ、銀行が被害者ではないかと思っています。今、申し上げたような理由で、この6行については、削除をするか、あるいは、表現を変えていただきたいと思っています。

(会長)

最初の県政改革を風化させないための知事、幹部職員の姿勢については、実は、5ペ

ージの〔基本的方向〕の一番目に、「知事、幹部職員が率先垂範の姿勢でリーダーシップを発揮する」と文言を入れておいたんです。これは、これでいいと。

(委員)

それは、十分承知した上で。

(会長)

それプラスですね。分かりました。

それから、3ページの私の加筆部分ですね。確かに、仰るように、誤解を受ける可能性はありますね。ただ、私は、銀行側の道義的、社会的責任もあるような気はしております。私個人の考え方です。確かに、「つなぎ融資」は通常の銀行の業務というか、営利を目的とする経済行為であって批判をされないと、もちろん思います。思いますが、ちょっとここは検討しましょう。削除するか、書き換えるか、検討させていただきます。

(委員)

是非、お願いいたします。

(委員)

5ページの〔基本的方向〕の4番目の「*」印、「改革の意識が風化しないよう、毎年点検し、改善を図る」とありますが、方法にもよりますが、毎年点検ということが可能かどうか、具体的にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、7ページの(3)の①、「モード・アバンセ事件の場合、われわれが聞いている限りでは」とありますが、この検証委員会で事務局から説明があったことなのか、どこかで聞いたことなのか、これだけでは分からないんですが。「この検証委員会で説明を聞いた限りでは」となるべきものなのか、そここのところをお願いします。

(会長)

我々が説明を聞いた限りでは、でいいんですが、私個人は、百条委員会の報告書、あるいは、裁判所の判決、どれを読んでもという意味ですけど。

(委員)

「聞いている限りでは」になっているので、今回の検証委員会で聞いたということであれば、ちょっとその文言を。

それと、8ページの(4)ですが、「これらのことにより」の3行目、「通常の場合非常に情報提供に弱く、寄り付かなくなるので」という、この表現が適切かなと思いました。言葉ではいいんですが、文言としては別の言い方がいいような気がします。

その3点でお願いします。

(会長)

まず、〔基本的方向〕の毎年点検は、県はそういう姿勢でやるぞと聞いていたので。それなら、やってくださいみたいな感じだったんですけど。

(委員)

実際、毎年どういう形で点検するかですが、これが過度の負担になっても困るんじゃないかなというのがあります。

(総務部長)

県は、知事もPDCAサイクルをきちんとすることを常に言われておりまして、やはり、今回、主に情報のプロセスの関係を公表することで、僕らとしても、こういったご意見をいただいて、県で具体的にどこまでどういうふうにするのかと、それを整理して、方向性を見せていかないといけないと思っています。そういったことが、それでまた妥当なのか、それをきちんと当面の間は、少なくとも各課がきちんとやっているのかといったところは、できれば私個人としては、今の検証委員会の皆様が、せっかく、いろいろご議論をしていただいたわけなので、例えば、この検証を委員会の方々に、また、来年、機会を持って1回集まってもらったりとかして、こちらのほうから状況を報告して、点検していただくようなことが、当面は必要かなと思っておる次第でございます。

(委員)

私も、「毎年点検」については指摘しようかと思ったんだけど。今、こういう検証委員会をまた開いてという話がありましたが、本当に開きますか。大変じゃないでしょうかね。こんな大々的にやる必要はないと思うんです。こんな大々的にやるんだったら、2年に1回とかでもいいんじゃないかと思うんだけど。毎年やって、行政の停滞化を招かないかというところが、私は心配です。

(総務部長)

毎年やるというのは、むしろ、この部分を公表していますという状況について、例えば、回数は十何回もやるつもりは毛頭ございません。要するに、例えば、毎年1回こういう形で報告をします。こういった形でできていますよと。例えば、実は、いくつかのところについては進捗できてないのは、こういう理由でできていませんということを報告して、必要があればご意見をいただくと。10回、11回と、このような会議をやることは、私も、全然、念頭に置いてないですが、年に一度、会議を開いてちゃんと報告する。その時に関係各部署の方で、私ども事務局としては、進捗状況を取りまとめておく。そ

れをもって、ホームページとかで、こういった進捗にありますよということを公表することは必要じゃないかと思っているという趣旨です。

(委員)

県が準備できると仰るのだからできるということでもいいんだと思います。準備するのが、本当に大変やないですか。毎年こういうことやりましたよと、きちんとまとめて報告するというのでしょうか。そういう調査して、こういう書類にまとめて、それで報告だから大変じゃないですか。

(行政管理課長)

一定の負担はあると思いますが、言われるような過度の負担にはならない形で考えたいと思います。

(会長)

それと、7ページの「われわれが聞いているかぎりでは」の部分ですが、別にそれは要りませんよ。構いません。それは、検討します。

それから、文言ですね。これは、委員からのご意見をそのまま使わせていただいたんですが、別に何かいい表現ありますか。教えてください。

(委員)

メモ書きのつもりでお渡ししたものがそのまま残っていますので、お任せしたいと思っています。

(会長)

ここは、表現を少し考えた方がいいということですね。

(委員)

先日も言ったんですが、[おわりに]のところでもまとめているように、こういう主体性の欠如に対しては、「それまでの県政の長い歴史の中でつくられてきたものであろう」とあるんですが、これを読む限りは、もう県庁全体が一般的に腐ってきていたみたいな表現になっているんだけど、どうみても、対同和行政、対同和事業との関係で、それが歪められてきたという、そこが一番大きいんじゃないかと思うんです。だから、そうじゃなくて、全般的に歪められていた何かおかしい行政をやってきたことを言えば、県の職員の方には大変失礼な言い方になるんじゃないかと。そこがもうちょっと分かるように書いていただいたらどうかと思います。

(会長)

具体的にないですか。

(委員)

それまでの県政の長い歴史、特に、同和行政の関係でとかですね。そのように入れるとか。それと、もう一つ心配しているのは、正当な同和行政、同和事業は、もちろん大事です。だけど、それが何でこの変な具合に評価されるかという、極端には似非同和みたいなのが同和に名を借りた運動とか、それを分かりつつ、それに応じてきたみたいな、行政が歪められてきたところがあって。今回、そういう事業が廃止されて、もう完全にそういうのが根絶できるかどうかというのが、非常に心配です。だから、今後もそういうことには一切手出ししないと、相手にしない、決別するみたいな強い決意みたいなものをどっかに入れたらどうか。モード・アバンセの問題はまさしくそれが始まりだからですね。この前も言ったんだけど、この報告書を見ていますと、本当にこう一般論。一般論としてはいいんだけど、何かこのモード・アバンセの絡みは薄いような感じもするんですけど。

(会長)

私が、特定の個人、団体と、特定という言葉を入れたのは、具体的なイメージがあるからです。団体一般ではなく、特定の個人もイメージがあります。長い歴史がありますが、具体的に書こうと思えば書けないこともありません。

外部の団体に対する主体性の欠如、という私の表現では、ちょっと書き過ぎということでしょうか。この書き方だと、県政全般がおかしかったという印象を与えますか。もっと同和行政の問題に絞って書くべきということでしょうか。

以前のこの委員会でも言いましたが、県と同和関係の団体との間でどういう問題があったのか、具体的な情報がないので、委員会としての意見をまとめにくいのです。

(委員)

今、委員が仰ったとおりだと思うんです。ただ、恐らく、顕著に表れたのが同和の問題だったと思うんですよね。県であろうと、どこの組織であろうとも、ことの大小とか、影響の大小を問わなければ起きることなんですよ。

今、我々がここで議論したことは、結果としていろんな場面で出てくるいろんな相手、あるいは、ことの大小を含めて、例えば担当者レベルで常日頃やっている業務を含めて、今、我々が議論したことが効果を表すものではないかと思うので、ことさら同和とか、むしろ、同和に限らない対応を我々は提案したんじゃないかという気がします。それは、さっき言われた、県がおかしくなっていると、長い歴史の中でというよりは、そういうふうに仕事のやり方を変えていけば、どんな組織でもおかしくなっていくものな

んで、それを抑止できると、前向きに表現するなり、評価したらいいんじゃないかという気はしています。

(総務部長)

事務局からこういう発言をするのはいいのかどうかあれですが。私の個人的な感想も含めてですが、一つは、5ページの「(2) 透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組み」①で、情報を県民に分かりやすい形で見せることで」と記載はあるわけですが、やはり、今までに私がいろいろな仕事をしてきて、行政の文書は非常に分かりにくいとか、説明責任をきちんと果たしているのかと。例えば、説明したことになっているが、それを読解するのがものすごく骨が折れるとか、よく指摘されるようなことだと思っていますので。分かりやすく、説明責任を果たすというところを提言のところでも、何かいただくような形になってはどうかというところと。

もう一つは、7ページ、まさに会長が、「課長以上の幹部が自らの責任で判断し、問題提起をする以外にないのではないか」とご指摘されているところです。事実上、そういうようなところも否めないところはあるんですが、私からすると、モード・アバンセの問題は、どちらかという、点で仕事をしていたというんですか、要するに、一人、キーマンみたいな方が、課長、副知事、部長とかっていう、点で仕事をされていたということで、情報が面的に広がっていなかったところが抑止できなかったというんでしょうか、そういった一面もあるのかなという気がしておりますので、課長が自らの責任でというようなところを、もう少し周りにも意見を共有することで、情報共有を深めることで少し防げる部分というのはあるのかなという気がしております。問題提起する以外にないのではないかというか、もう少し実効的な方策を講じるべきじゃないかというような形のご提言をいただけないかなと思っています。大変僭越でございますが、私からご意見させていただきます。

(会長)

県民にもっと分かりやすい形での情報提供について、もう少し提言部分でいろいろ触れなさいということが一つ。

それから、今の、このところ、僕の言いたかったことは、要するに、例えば、全庁的な問題案件については、庁議、政策調整会議、企画会議で情報を共有して協議することになっていると書いてあるんだけど、何が重要か、全庁的に議論すべき問題なのかということの判断をして、問題提起を誰かがしなきゃならない、そうでないと議論になりませんよね。

今までは情報交換ばかりで議論にならなかったということは、誰も、あまり、これは絶対全庁的に議論すべきだと、そういう問題だという認識はなかったわけでしょう。それはそれで別にいいんだけど。

(総務部長)

あと、すごく狭いところで、特定の人だけでこの情報をやっていたという部分が、側面としてあるんじゃないですかね。

(会長)

モード・アバンセ事件の場合。それはそうだけど。

(総務部長)

例えば、課や部の、例えば、幹部がある程度もう少し幅広く知っていたら、その場合は、例えば、今回、財政とかには行っているんでしょうが、その当該部局とかで、例えばほかの課長のところでもこんな仕事をしていると言ったら、いや、それは部長、ちょっとあれなんじゃないでしょうかというような話が起きうるとかっていうことがあるんじゃないかと思うんです。要は、何かすごく点で、キーパーソンで、以前いた方も含めて、個人でこういうふうに仕事を、組織に名を借りて個人で仕事をし過ぎていた面がちょっとあるのかなという気がするんですが。

(会長)

ただ、僕なんか理解できないのは、あれだけ巨額の、多額のお金を流用して、しかも、危ないぞということがかなり分かっているながら、やるという判断をするときに、点・キーパーソンだけでやるというのが理解できないですね。

(総務部長)

そうです。いや、これから、これだけで防止することはできないとは思ってはいます。これだけじゃないと思いますが、なるだけ情報を。例えば、部の中でも共有するし、課の中でも共有するという形にしていく必要があるのかなと思っておるものですから、課長以上の幹部が自らの責任で判断して、問題を提起する以外にないかという、個に帰属させられてしまうと、ちょっと何か、そのあと、何ですか、身も蓋もないというんでしょうか。もう少し全体で。

(会長)

いや、その意味は、例えば、どういうかな、モード・アバンセ事件の場合は、財政課長は総務省から出向されていた方ですよ。その方が強力な反対意見を出されたけど、政治判断だという形で、副知事もこの方針を優先したわけでしょう。

だから、その場合に、例えば財政課長さんは副知事がそう言ったとしても、極めて重要な問題なので知事に言うとか、そういうことはなさらなかったわけですよ。

僕が言っているのは、そういうことが必要じゃないかと言っているんです、ここで。

(総務部長)

私も、そういうのを。例えば、全体の場面に出すとかっていうことが必要じゃないかと。同じことですが、課長以上の幹部が自らの責任で問題提起をする以外にないという形でご提案いただくと、もう少し、僕らとしてもいろいろそれ以外に策を取るべきものはあるし、やっていかなきゃいけないんじゃないかなと。大変申しわけございません。

(委員)

部長の仰っていることはよく分かるんですが、組織で仕事をするというのが前提になるという意味で仰っていると思いますが、やっぱり、最終的には個々の管理職が全責任を自分が取るぐらいの気構えでやってもらわないとまずいんじゃないかと。組織でやるからという気持ちが少しでも前へ出ると、違う結果になるんじゃないかなと思います。

(委員)

多分、その情報を共有する度合いが高めれば高まるほど、決定打にはならないけど、抑止力にはなると思うんです。だから、そういう意味では、多分、何年か前のときの対策の中にも情報の共有というのはありましたし、そのレベルを上げていくのは私はあってもいいとは思いますが。だからと言って、課長さんなり幹部の方が情報を共有しているので責任はないと思ってもらっても困るということはあるかなと。ですから、今、総務部長が言われたようなことで、表現がもし誤解があるなら、むしろ何年か前の対策をより強く念を押すという表現はあっても悪くはないのかなとは思いますが。

(会長)

県がこの問題案件について、組織で、縦横で情報を共有して、広く議論する仕組みを作っておくと。これは、この委員会でももちろん出ていた意見だし、県もそういうふうに取り組んできた。ただ、問題は、誰が情報の重要度を判断して、誰が問題提起するのかということだと、それは検討課題だと言われたんですね。いや、それは検討課題だろうけど、誰がと言っても、結局、幹部職員ということになります。庁議でのメンバーは幹部職員でしょう。だから、幹部職員が問題提起をしなきゃ、これは全庁で議論してくださいというように問題提起をしなきゃ、議論にならないんじゃないかと、僕は思ったんですけどね。

(行政管理課長)

我々と違ったことを言われているんじゃないと思うんですけど。一つは、きちんと幹部職員たる者は責任を持ってやりなさいというところは、当然、あると思いますし、そ

これは、例えば、幹部職員はリーダーシップを取るべきだとかいうことも書いていただいていますので、そこでも書かれているのかなと思います。

総務部長がお話をさせていただいたのは、確かに個々の幹部が自らの所管する部分について責任を持って、上げていくというのは、それはそれで当然の話として。モード・アバンセ事件に関して言えば、基本的に商工労働部内で議論を、副知事まで上がったということはあるんですが、基本的に商工労働部内で議論がされてしまって、外に出ているところには問題があるのではないかということで、これは、元々、問題を外に出したくないという事情を抱えている所管であれば、なかなかそれは自主的に任すことだけではできない場合があるんじゃないかということを防ぐ意味で、例えば、全庁的な課題を知り得る立場にある者がそういった課題については、広く意見するような場に出していくとか、そういうことも、我々としては考えられるんじゃないかなという趣旨でございます。

(会長)

仰っていることは分かります。そうすると、例えば、融資案件は、結局、予算絡みですから財政担当者は、必ず、問題は知り得るわけですね。そうすると、財政課だとか、大きく言うと、総務部が責任を持って、ちゃんとそういう問題が出てきたときは全庁にかけなさいと言っといたほうがいいわけですか。

(行政管理課長)

例えば、そういうようなこともあるのかなと。

(会長)

そういうことは書き加えても構いません。少し修正を検討します。

前回の委員会でも出ておりました、意思決定プロセスの各段階での審議決定内容について、仮に公開すると決めた場合に、やはり、それを文書化して記録、保管しておく必要があると。そのことについて、ある程度、ルールを作っておく必要があるのではないかというご意見があったと思うんですが、そのあたりのことがちょっと不十分かなという思いがしているので、どこでどう書いたらいいのかなというのを、頭の中で考えているところです。それも少し検討したいなと思っています。

追加、補充すべき部分等、表記、表現も含めてご意見があれば、11日に最終版を確認してもらおうことになるわけですね。皆さん、お忙しいでしょうが、もし、今日の会議が終わって、ここはということがありましたら、事務局に電話でもメールでも、意見を寄せていただくということで。明日中ぐらいに寄せていただくとうれしいと思うんですが。そういう扱いで、よろしいでしょうか、まだまだ不十分ではあると思いますので。

それと細かいことですが、年月日の表記が二千何年になったり、平成になったりして

いるので、どちらかに統一したほうがいいので、これも考えます。

それでは、報告書の原案については、委員の方々から出されました修正意見、その他、勘案させていただきまして、削除すべきところは削除する、修正すべきところは修正する、表現を変えることを検討させていただいて、最終版を最終回の委員会でお出しするという形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

3 具体的な取組の検討状況について

(会長)

「具体的な取組の検討状況について」は、アクションプラン等、検討中ということでですので、その経緯、今後の進め方等、事務局で考えておられることをお話しいただきたいと思います。

(行政管理課長)

資料3でご説明させていただきます。この内容は、今までの検証委員会での議論を受けまして、県として具体的な取組を検討させていただいているということで、まだ取組について検討を始めたばかりですので固まったものでは全くございません。取り敢えず、ここまでの検討を始めましたということで。

説明させていただく趣旨としましては、まずは、こういった具体策の検討を始めますことのご紹介をさせていただくことと、それから、もしできればということのご相談でございますが、こういったものを更に詰めさせていただきまして、ただ、時期としましては、庁内での一定の検討期間が要ると思いますので、当然、今度の11日までに内容が詰まるものではございませんので、最終の報告書をいただいたあとになるんですが、県として具体的な、今回の報告書をいただいた上の具体策を詰めた上で、その具体策について、どこかのタイミングでご説明をさせていただいて、ご意見をいただくような場がいただけないのかなということで、まずこういった検討のスタートをいたしましたということの意味合いと、この二つでございます。

内容についてですが、まず、一番左側に書いてございますのは、県政改革の取組方向ですが、これは、今、ご議論いただいております報告書の今後の取組についての(2)以降を主にそこに書かせていただいております。基本的には、大項目をそこに列記させていただいております。

こういう方向に沿った形で、具体的に県としてどんな取組をしていくのかにつきまして、まず、これまでの取組の継続という内容ですが、これまでもご説明してきましたように、県としてこれまで六つの大きな方向に沿って69項目の取組をしてきておりますが、これまでの取組の中で、今後も引き続きこの方向に沿って取り組んでいくべき内容は、こういうことではなかろうかということで書かせていただいております。基本的には、例えば、透明性ある県政のところに関しては、情報公開指針に基づく公開は、今後も引き

続きやっていくですとか、審議会等の公開についても引き続きやっていくような形で、これまでの取組について、基本的に継続していくというところは書かせていただいております。それから、一番右側の部分については、これまでの取組に加えて新たに取組む内容、あるいは、これまでの取組について運用の改善をしたり、充実をしていく内容について、ここに上げているようなことを、今の時点で検討を始めましたという趣旨でございます。

簡単に中身をご紹介しますと、透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組みというところ、主に情報公開に関連する部分ですが、これまでも意思決定プロセスを明らかにするべきだというようなご議論がありましたので、そういったことについて具体的なものを追加していったらどうかとか。あるいは、情報公開をするもの、これは、執行サイドで恣意に任すようなことのないように、あらかじめ明示をするですとか、そういうようなことも書かせていただいております。あと、審議会と委員の公募のルール化とか、追加で書かせていただいておりますが、基本的にはできるだけ情報公開のルールをあらかじめ決めて、そのルールをきちんと公開した上で、そのルールに沿って公開をしていくようなことを徹底していく方向で、具体策を考えていきたいという考え方で書かせていただいております。

2番目の大きな項目の情報共有、それから、相互チェックのことになります。これも既に報告書に書いていただいているところもございますが、先ほども触れさせていただきましたが、そもそも課題案件が特定の部署の中だけで議論をされるとか、特定のキーマンだけで議論されることが、結果として間違った方向に止められずに行ってしまう、あるいは、間違った方向に行くことを止められなくなってしまうことがありますので、基本的には広く情報を共有し、広く議論をしていくために、具体的にどういうことを考えていったらいいのかということで、例えば、先ほどありました重要案件、あるいは課題案件については財政課長とか全庁的な課題を知り得る立場にある者が、そういった者を指定するというのも考えてはどうかと、案として書かせていただいております。

それから、「不当な圧力・介入」に対する組織としての対応については報告書にもございますように、やっぱり情報公開を徹底していくのが基本だろうということですが、それ以外にも、少しニュアンスが違うのかもしれませんが、執拗に「不当な圧力・介入」があった場合には警察の協力とか、あるいは、全庁的に情報を共有して検討していくとかを考えてはどうかということを書かせていただいております。

その他ですが、職員研修についても報告書に具体的なご指摘がございますので、そういったことを書かせていただいておりますし、あと、今日もご意見いただきましたリーダーシップに関連する仕組みづくりとか、あるいは、継続的に検証をしていくための仕組みとかも考えていったらどうかということで書かせていただいております。

いずれにしても、最初にお断りしましたように、これから検討を始めましたということで、これを更に詰めていきまして、どっかのタイミングでお示しをして、ご意見

なりいただければと、今時点で考えているということでございます。

(会長)

この委員会の提言を受けて、県でも具体的な行動プラン、県政改革をどういう形で実施するか、今までの取組も踏まえて、今後、どういう取組をやるか、検討を始められたということです。始められたばかりで、実際に何をどうするかについては、もう少し検討に時間を要するということですね。知事は、今後、県が取り組んでまとめるアクションプランについても、検証委員会の意見を聞いたほうがよいのではないかとのご意見と伺っております。今後の取組状況については、県で必要な時間をかけて検討していただくということになりますが、それについて、また我々委員会の意見を聞きたいということは、もうはっきり決まっていますか。

(行政管理課長)

是非、そうしていただけたらということです。

(会長)

そうすると、具体的にはどういう形になるんですか。

(行政管理課長)

今、検討を始めたばかりですので中身を詰めるとしますと、やっぱり、1カ月なり2カ月はどうしても庁内で具体策の検討はかかると思います。そういった検討が終わった段階で、具体策を、こういった場でご説明をして具体策に関するご意見をいただけたらと考えているんですが。

(会長)

具体的に言うと、この委員会、11日の最終回で解散しないということですか。

(行政管理課長)

そうですね。要綱上は年度いっぱい、一応、なっておりますので。

(会長)

いかがですか、皆さん。知事がまた少し時間をおいて検討してくれということなら、更に、会を持って検討することによろしいですか。

(総務部長)

まさに、県のアクションプランみたいなものを、全庁的にもものすごく細かく整理をし

て、例えば、公表するにしてもどのぐらいの規模でやるのかとか、許認可をいっぱい所管しておるところ、まさに県政の事務の効率化というところでどんな妥協点があるのか、いくつか検討させていただいて、こういう検討結果でこういうアクションプランになりましたと、ご説明をさせていただくような機会をできればと思っています。

また、先ほども申し上げたように、当委員会には引き続き継続的な、当面は検証をいただきたいという思いもあるものですから。その次として、よければ、例えば、平成20年度の取組はどうだったかを、21年度の然るべき時期に報告をさせていただくようなこともどうか、併せてご議論いただけるとありがたいと思っています。

(会長)

第三者評価のようなものをやるのであれば、必ずしもこの委員会でなくてもとは思いますが、どうですか。11日に、この委員会としての報告書はまとめて、県がそれを受ける形で具体的なアクションプランを考えられ、それについてまた意見を聞きたいということであれば、しばらく時間をおいて行うことがあるということでも了解してもらえますか。来年度の話はそれはそれで、この委員会は今年度だから、改めてになりますよね。県の具体的な取組の状況及び今後の見通しについてお話いただいたわけですが、報告書（最終案）を確認するのに加えて、あと1回ぐらいお付き合いが必要かと当面は思っておりますので、よろしくお願いします。

4 その他

(行政管理課長)

日程は事前にお知らせしているとおり、直後になりますが、3日後の9月11日木曜日、時間は午前10時から12時まで、場所は本日と同じく、共済会館3階会議室を予定をしておりますので、よろしくお願いします。

(会長)

最終案については、委員の方には、例えば10日の午後ぐらいにはお渡しできるようにすることは可能ですか。原案をできれば、10日の午後にはもらえますか。

(行政管理課長)

いずれにしても、午後にはお送りしないといけないとは思っております。

(会長)

読んでいただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。